土地取引届出制度

岩室村では 10,000㎡以上 の 土地取引をしようとするとき 届け出が必要です

日本の国土、三十七万平方キロは、生活と生産を通じた活動の基盤として、私たちが祖先から受け継ぎ、後代に伝えていかなければならない大切な資源です。

昭和四十七、八年ごろに問題となったように、土地の買い占めや地価の暴騰で、国土利用を混乱におとしいれるといった事態は、二度と起こしてはなりません。

そこで、国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価の高騰を防ぐために、一定面積以上の土地取引を行う両当事者（売買の場合は売り主と買い主）に、届け出を義務づけています。

つまり、契約を結ぶ六週間前までに、取引しようとする土地のある市町村の長を経由して都道府県知事に、取引で予定している代金の額、その土地の利用目的などを記入した届出書を提出しなければなりません。

届け出なければならない土地取引は、次のとおりですが、岩室村では、一万平方メートル以上の土地取引をしようとする場合、届け出が必要になります。

届け出を受けた知事は、取引価格や利用目的を審査し、問題がなければ、届け出日から六週間以内に文書で通知があります。この通知を受けとって、初めて契約ができることになります。

山林等の土地取引の場合、ついうっかりしてこの義務を忘れてしまったという例がありますので、この制度の概要について紹介します。

届け出の必要な土地取引

届け出なければならない土地取引は、次の面積以上の土地の売買、交換、代物弁済（例えば金銭の代わりに土地で支払いをする場合）、地上権の設定、賃貸借契約を行う場合です。

面積要件

① 市街化区域2,000㎡（約600坪）

② 都市計画区域（①を除く）5,000㎡

③ 都市計画区域以外の区域10,000㎡

なお、次の場合にも届け出が必要です。

▽小規模な土地の所有者多数から土地を購入する場合や、面積の大きな土地を多くの区画に分けて売却する場合のように個々の取引面積が小さくても合計すれば前記の面積以上になる場合

▽立ち木、建物などを土地と一緒に取引する場合

▽売買、代物弁済等の予約する場合

遊休土地制度

届け出をして取得した一定面積以上の土地が三年たっても利用されていない場合には、知事は、その土地の有効、適切な利用を促進するため、その土地を「遊休土地」に指定し、所有者等に通知することがあります。

この通知を受けたときは、その人は、その土地の利用や処分の計画を知事に届け出なければなりません。この届出を受けて、知事はその土地の積極的な利用のために必要な助言や勧告をします。

届け出をしないと法律で罰せられます

このようにして届け出た土地取引について、適正でない点があるときは、学識経験者で構成される土地利用審査会の意見を聴いて、取引の中止、価格の引き下げなどの勧告をすることがあります。

もし、届け出をしないで土地取引をすると、六ケ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることがありますのでご注意ください。

水田利用再編第二期（二年目）対策の推進について

水田利用再編対策は、米の需要を均衡させつつ農産物の総合的な自給力の向上を図るものでありますが、これら対応に当って需要に見合った農業生産の再編と生産性の向上が強く求められており、それには団地形成は必ずしも容易でないと思われますが、真に定着性の高い転作営農の確立のために地域並びに部落ごとの農業者の総意に基づき協同精神を発揮され、この課題に取り組み農業経営安定のため心から切望するものであります。

尚今年度の転作はただ今作業中であり、大よそ前年同様程度と見込まれますので、さらに検討をくわえ団地の見直をし計画的に取り組まれる様重ねてご理解とご協力をお願い致します。

～若い力を国の守りに～

自衛官募集中

詳しくは役場総務課（TEL 2-4111）へお問合せください。

届け出から契約まで

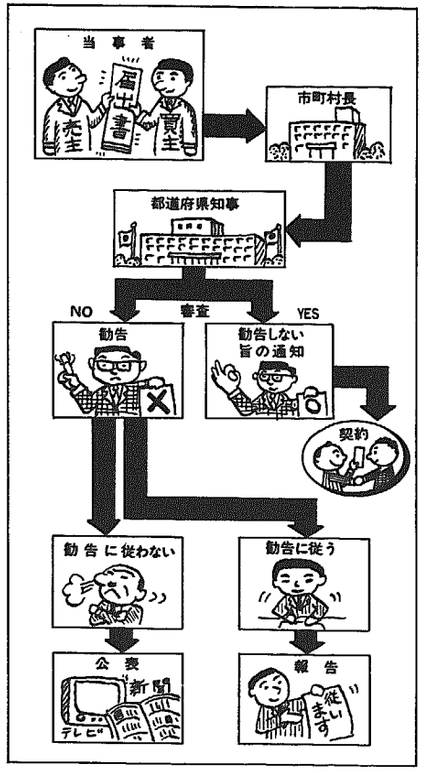

暮らしの健康

母子の健康を考えよう 思春期の栄養

思春期は、乳幼児期についで発育の盛んな時期です。この時期に栄養不足などで発育がおさえられると、あとでとりかえすことはむずかしいものです。

最近、一部の地域で青少年におけるかっけの発生が問題になりましたが、これは食事のほとんどをインスタント食品ですませるなど極端にかたよった食生活が原因だと言われています。また、受験によるストレスや女子の美容のための減食・節食なども思春期の食生活上の大きな問題点といえます。

思春期は、なんといっても、これから人生の基礎をきずく大切な時期です。

まず、食生活をチェックしてみましょう。

一、清涼飲料水、インスタント食品など、とりすぎていませんか。

二、時間がない、ふとるからなどといって、朝食を抜いていませんか。

三、野菜ぎらい、肉ぎらいなど極端な偏食はありませんか。

四、学校のかえりに、買い食いなどをしていませんか。

この様な、かたよった食生活は将来の体づくりに悪い影響を与えることになります。

では、次のことに心がけましょう。

一、たんぱく質（肉・魚・卵・大豆製品）をたっぷりと。

スタミナをつけ、ファイトをもって、毎日をすごしましょう。

二、カルシウムを多めに。

カルシウムは骨の発育にかかせません。牛乳・小魚・チーズを多くとりましょう。

三、ビタミン類も幅広く。

運動によるエネルギー代謝の亢進に伴って、ビタミンの消費も高まります。そして不足すると疲労も早くあらわれます。

四、朝食もしっかりと。

やせるための朝食ぬきは、かえって肥満の原因になりますし、貧血をおこすもとにもなります。必ず食べるように心がけましょう。

健康な成人期を迎えるために、みんなで、よい食習慣を身につけましょう。

（文責　保健婦）

昭和56年度 第2回危険物取扱者講習会

次の通り、昭和56年度第2回目の、危険物取扱者（危険物の取扱い作業に従事している者）の講習会が、実施されます。

対象者は、受講して下さい。

受講の義務

▽危険物の取扱い作業に従事することとなった日から1年以内

▽危険物の取扱い作業に従事することとなった日前4年以内に免状の交付を受けている場合は、免状交付の日から5年以内

▽講習を受けた後引き続いて危険物の取扱作業に従事している場合は、講習を受けた日から5年以内

▽**日時及び場所**

3月12日　燕市総合文化センター

3月16日・17日　新潟市消防局

その他、3月3日から3月19日までの間、県下4会場で、実施されます。

該当者は、消防岩室分署に受講申請書が用意してありますので、2月12日までに申し込んで下さい。

その他、詳しいことは、消防岩室分署まで、問い合わせて下さい。電話2－3360番